

公共交通 メールマガジン

令和2年
12月18日発行
第74号

編集：国土交通省
総合政策局交通政策課



平素より、当メールマガジンをご愛読いただきありがとうございます。
今回は以下のラインナップでお送りいたします。



令和2年地域公共交通優良団体大臣表彰について

(総合政策局 地域交通課)



改正地域公共交通活性化再生法と独占禁止法特例法が11月27日に施行されました。

(総合政策局 地域交通課)



「公共交通機関のコロナ感染防止対策セミナー」を開催

～近畿運輸局初のYouTubeライブ同時配信～

(近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課)



Web配信による地域公共交通活性化再生法の法改正説明会を実施しました

(九州運輸局交通政策部交通企画課)



環境にやさしい交通を目指す取組みを表彰します！

第12回 EST 交通環境大賞の募集

(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(エコモ財団))

<掲示板>

☆ 地域公共交通支援センターについて

☆ 公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」について

令和2年地域公共交通優良団体大臣表彰について (総合政策局 地域交通課)

令和2年11月27日(金)に令和2年地域公共交通優良団体大臣表彰式が行われ、栗田国土交通事務次官から各受賞団体に表彰状が授与されました。

本表彰は、地域公共交通に関する取組みについて、他地域の模範となるような顕著な功績があった団体を国土交通大臣が表彰するもので、平成21年から毎年実施しております。

今回の受賞団体は、地域の実情に応じた創意工夫による持続可能な公共交通体系の実現、地域に根ざした利用促進策の実施、多様な主体の協働による地域の移動手段の確保のための取組の実施など、地域公共交通に関する意欲的な取組により、公共交通の利用の気運が醸成され、利用者数の増加につながったことが高く評価されました。

今回表彰の受賞団体及び功績概要は以下のとおりです。

【受賞団体】

○ 足利市地域公共交通会議（栃木県足利市）



公共交通によって「おでかけ」できる範囲を拡大することを目指し、生活路線バス「あしバスアッシー」の路線網を大胆に見直し、市中心部へのアクセスを強化することで、利用者を増加させ毎月の利用状況を確認するなど、地域公共交通の確保・維持に積極的に取り組んだ。

○ 小平市コミュニティタクシーを考える会、小平南東部地域コミュニティタクシーを考える会、小平南西部地域コミュニティタクシーを考える会（東京都小平市）



住民主体で地域協働組織を設立して、コミュニティタクシー「ぶるべー号」を運行し、定量的な目標を設定したうえでモニタリングを継続するとともに、利用促進策を実施することで、収支改善や利用者増加による地域経済の活性化につなげるなど、地域公共交通の確保・維持に積極的に取り組んだ。

○ 美濃加茂市地域公共交通活性化協議会（岐阜県美濃加茂市）



市民の健康増進を目標に掲げ、医療費削減など、中長期的なクロスセクター効果に着目し、住民等のアイデアを取り入れつつ、公共交通で移動できる環境づくりを推進し、利用者を増加させるなど、地域公共交通の確保・維持に積極的に取り組んだ。

○ 広陵町地域公共交通活性化協議会（奈良県広陵町）



無償・デマンド方式で運行していたコミュニティバスを有償・定時定路線へ見直すとともに、住民ワークショップによる効果検証を踏まえ、パターンダイヤ導入等利便性を向上させることで、利用者を増加させるなど、地域公共交通の確保・維持に積極的に取り組んだ。

○ 広島市地域公共交通活性化協議会（広島県広島市）



多数の事業者と行政が連携して、都心部の過密解消と郊外部のサービスレベルの維持・向上に一体的に対応する路線再編を進めるとともに、共通定期券の導入等事業者連携による利用者目線の施策を徹底し、利便性を向上させるなど、地域公共交通の確保・維持に積極的に取り組んだ。

<参考：表彰の選考基準>

- (1) 住民、NPO、企業等の地域の多様な主体が、地域公共交通に関する取組みに参画していること。
- (2) 地域の実情に合った創意工夫が凝らされていること。
- (3) 事業の今後の自立性・継続性が見込まれていること。

※ 各受賞者の取り組みの詳細は下記HPにて紹介しております。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000042.html

改正地域公共交通活性化再生法と独占禁止法特例法が 11 月 27 日に施行されました。
(総合政策局 地域交通課)

現在、多くの地域で人口減少の本格化に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっています。

このような状況を踏まえ、原則として全ての地方公共団体において、地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、過疎地などにおいては、自家用有償旅客運送、スクールバスや福祉車両等の地域のあらゆる輸送資源を活用する取組を促進するため、11月27日に改正地域公共交通活性化再生法が施行されました。

また、これまでダイヤ・運賃等について複数事業者間で調整を行うことは、独占禁止法のカルテル規制に抵触するおそれがありましたが、交通事業者同士の連携の取組を円滑に進めるため、国土交通大臣の認可を受けることにより、乗合バス事業者が他の乗合バス事業者又は公共交通事業者との間で行う共同経営等について、独占禁止法の適用を除外する特例を設けた独占禁止法特例法が11月27日に施行されました。

それぞれの法律に基づく計画の作成に当たり、計画の作成手順、考え方を示した手引きを作成しましたので、是非ともご覧ください。

詳しくは、国土交通省 HP をご確認ください。

【地域交通活性化再生法について】

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html

【地域公共交通計画等の作成と運用の手引きについて】

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html

【独占禁止法特例法の共同経営計画等の作成の手引きについて】

URL : <https://www.mlit.go.jp/common/001374687.pdf>

「公共交通機関のコロナ感染防止対策セミナー」を開催

～近畿運輸局初のYouTube ライブ同時配信～

(近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課)

近畿運輸局は、令和2年10月30日（金）に、ドーンセンター（大阪市）において、「公共交通機関のコロナ感染防止対策セミナー」を開催しました。本セミナーは、公共交通の利用者が減少する中、我々に利用促進策として何か出来ることがないかというところから、コロナウイルス感染への不安を払拭し、公共交通機関は安心して利用出来るということを周知することを目的に、共催団体の協力の下、実施しました。

本セミナーの開催が原因でクラスターが発生することが無いよう、開催方法については細心の注意を払い、運輸局としては初となる「YouTube ライブ配信」も同時に行うこととしました。会場においても「密」を避けるためエレベーターに乗れる人数の制限、「大阪コロナ追跡システム」への登録のお願いや検温等、可能な限りの対策を取りました。



(間隔を1席ずつ確保し、使用不可の席にはのりたろうからの「お願い」を貼付けました。)



セミナーは大きく二部構成で、第一部は「京都大学ウイルス・再生医科学研究所」の宮沢孝幸准教授を講師にお迎えし、科学的見地からコロナ感染防止対策についてご講演頂きました。

宮沢准教授はメディアに何度も出演され、コロナウイルスについてのご見解を示されていますが、今回のセミナーでお話いただいた要旨としては、

① コロナウイルスに感染するには一定数以上のウイルス量が必要（＝微量ではほぼ感染しない）。コロナウイルスの感染門戸となる目・鼻・口に付着するウイルス量を、感染者から出るウイルスピーク量の1/100にすれば感染を防ぐことができる。ウイルスをゼロにすることではなく、ウイルス量を感染成立以下にすることを目指せばよく、そのためには、

手を15秒流水で洗う（手がかさかさになるまで石けんで洗わなくとも構いません）、マスクをするといった、実行が容易な「1/100作戦」で感染予防は十分である。

② 自分が移らないことより他人に移さないという意識を持って、マスクをすることが重要（非発症者のマスクの重要性）。マスクは、微少な飛沫を通したとしても、咳や唾などに含まれるウイルス量を感染成立以下にする効果を有する。



京都大学 宮沢准教授

③感染経路は、空気感染、飛沫感染、接触感染の3つである。公共交通においては、しっかりと換気がなされ（空気感染対策）、利用者がマスクをして（飛沫感染対策）、目・鼻・口にさわらなければ（接触感染対策）、感染リスクはほとんどなく、その利用を控える必要はない。公共交通機関の現行の感染対策は十分である。

ということでした。

次いで第二部では、公共交通事業者（バス・タクシー・鉄道・旅客船）から、感染防止のための取り組みを紹介しました。各社それぞれのガイドラインに則った対策をされており、試行錯誤されているのがよくわかりました。

また、業界団体から事前にいただいていた宮沢先生への質問や、会場からも質問を受け、予定していた時間を少しオーバーして終了しました。



これ以外にも、講師の宮沢准教授の講演要旨（マスク着用や目・鼻・口に触らないなど）や事業者の取り組みを分かりやすく示したポスター 約1,500枚、リーフレット約15,000枚を交通事業者において掲示・配布をお願いし、広く周知を図っているところです。

なお、今回のセミナーの会場参加数は169人で、会場の収容人数の50%としてはほぼ満席で、YouTubeでの同時ライブ配信によるWeb参加者は250人でした。

（近畿運輸局：セミナー特設ページ）

https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/00001_01431.html

※動画はセミナー特設ページのリンク先からご覧になれます。



Web 配信による地域公共交通活性化再生法の法改正説明会を実施しました

(九州運輸局交通政策部交通企画課)

本年 11 月 27 日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に関する説明会を、11 月 12 日に Web 配信により行いました。説明会は、

1. 改正法に関する概要説明
2. 九州における対応の必要性
3. 計画策定・見直しに必要な視点の解説・提案
4. 質疑応答

という 4 部構成となっています。

1. 「改正法に関する概要説明」では、国土交通省総合政策局地域交通課の杉田課長補佐より、①地域公共交通を取り巻く現状・背景について、②これまでの地域交通政策について、③改正地域公共交通活性化再生法・独禁法特例法について、の 3 点について説明しています。

特に③における、「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」への変更、地域内フィーダー補助に関する地域公共交通計画との連動、「輸送資源の総動員」と銘打った移動手段の確保に関する考え方についての説明は、今後、交通政策を検討していく上で重要な内容となっています。

2. 「九州における対応の必要性」では、九州運輸局交通政策部の田邊交通企画課長より、活性化再生法の改正に関する補足事項と、九州における現行計画の策定状況について説明しています。

3. 「計画策定・見直しに必要な視点の解説・提案」では、名古屋大学大学院環境学研究科の加藤教授に、地域公共交通の厳しい現状に関する事例を紹介していただいた上で、その改善に向けて地域が如何に取り組んでいくべきかについて、地域公共交通計画の策定のための鉄則、計画の標準構成等にも触れつつ、解説していただいています。加藤教授のご指摘は、我々運輸局も含めた関係者にとって耳の痛い内容でもありましたが、計画の策定に当たって「本来的に考えるべきこと」について、示唆に富んだ内容となっています（配信中、全く交通政策に縁の無い作業スタッフが、思わず頷きながら真剣に聞き入ってしまうという一幕も見られました。）。

4. 「質疑応答」では、九州運輸局の田邊課長と加藤教授が、事前に募集した質問に対して回答しています。質問には、地域公共交通計画の策定・更新に関して相談の多い事案も含まれています。また、新たに創設された「地域旅客運送サービス継続事業」や地域公共交通計画への記載事項とされた「定量的な目標」に関する考え方についての加藤教授の回答は、非常に重要な内容となっています。

以上のとおり、充実した内容となった今回の説明会については、九州運輸局ホームページの以下の URL から視聴いただくことが可能ですので、今後の業務の参考にしていただけますと幸いです。

https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/kikaku/file26-3_00007.html

**地域公共交通活性化再生法
法改正説明会**

WEB
～どう変わる？地域公共交通～

14:00～14:05 開会挨拶
九州運輸局交通政策部長 船野正博

14:05～14:40 改正法に関する概要説明
国土交通省総合政策局地域交通課長補佐 杉田茂樹

14:40～14:50 九州における対応の必要性
九州運輸局交通政策部交通企画課長 田邊直樹

14:50～15:30 計画策定・見直しに必要な視点の解説・提案
名古屋大学大学院環境学研究科教授 加藤博典

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が6年ぶりに大改正され、本年11月末をめどに施行されます。改正法では地方公共団体における「地域公共交通計画」の策定が義務づけられ、関係する種別制度などの規制緩和も進められています。一方、九州における現行計画を策定済みの地方公共団体は約半数に留まり、また、既に策定済みの地方公共団体においても、改正法への対応が必要となる可能性があります。そこで、法改正の概要を紹介するとともに、計画の策定・見直しに必要な視点の解説・考え方について解説します。

日時 2020年11月12日(木) 14:00～15:30

配信方法 ① Peatix 又は 2 メールにてお申し込みください。(Peatixはアカウント登録が必要です) ② Peatix でお申し込みの方

配信日時 11月10日(水)17:00まで

視聴方法 YouTube 及び Zoomにて配信(お申し込みいただいた方に、視聴方法をご案内します。)

以下のURLはQRコードからお申し込みください。
<http://ptix.at/fetno0>

下記のメールアドレスに以下の項目を入力し、お申し込みください。
● 配信先、部署
● 氏名
● 所属部署 (お申し込み欄に記入してください)
ost-kikaku@xam.mlit.go.jp

主催：国土交通省九州運輸局
問合せ先：交通政策部交通企画課 TEL: 093-642-2315 Email: ml-ost@kbus.mlit.go.jp

環境にやさしい交通を目指す取組みを表彰します！

第12回 EST 交通環境大賞の募集

(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(エコモ財団))

標記大賞について、2021年1月8日(金)まで応募を受付中です。

第12回 EST 交通環境大賞：<http://www.estfukyu.jp/kotsukankyotai sho2020.html>

EST 交通環境大賞は、地域の交通環境対策に関する取組み事例を発掘し、優れた取組みの功績や努力を表彰するとともに、その取組みを広く紹介し、普及を図ることを目的として、EST 普及推進委員会によって2009年度に創設された表彰制度で、今回で12回目となります。

2015年のパリ協定や、わが国での2050年カーボンニュートラル表明などを受け、環境対策の推進が求められています。環境にやさしい交通を目指す取組みをされている団体等のご応募をお待ち致します。

【主催】 EST 普及推進委員会、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

【募集内容】 地域の優れた交通環境対策の取組み

【応募期間】 2020年9月24日(木)～2021年1月8日(金)

【応募資格】

(自薦) 自治体、企業、大学、またはNPO等※の団体であること

※自治会等の任意団体も応募可能

(他薦) 地域の交通環境対策に関する有識者

【応募方法】

EST ポータルサイトから応募申請書と応募様式をダウンロードし、必要事項を記入してEST 普及推進委員会事務局に提出。

【賞の種類】

〔大賞〕 最も優れている地域の交通環境対策の取組みを表彰

〔優秀賞〕 大賞に準じて優れていると評価される取組みを表彰

〔奨励賞〕 地域に根ざし日々努力を重ねている団体の功績に対する表彰
個別取組みで顕著な成果を上げているものを表彰

【審査】

EST 普及推進委員会にて実施。主な審査基準は下記4点。

- 基礎的な事項(実績、新規性・独創性、適時性・話題性、普及可能性、経済性)
- 環境改善効果(対策の将来性、環境改善量、実施期間)
- 地域の持続可能性(環境面の評価、経済面の評価、社会面の評価)
- 各主体との適切な連携(自治体、交通事業者、地域住民、その他関連する団体等)

【問い合わせ先】

環境的に持続可能な交通 (EST) 普及推進委員会 事務局

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 (担当: 中道)

TEL: 03-3221-7636 FAX: 03-3221-6674 E-mail: EST@ecomomo.or.jp

本表彰制度では、複数の団体による応募や協議会での応募を奨励しています！

前回大賞 (国土交通大臣賞)
株式会社伊予鉄グループ



★先日オンラインにて開催した「第11回 EST 交通環境大賞の表彰式・記念講演」での今回の応募説明、そもそも「環境的に持続可能な交通 (EST) とは」についての講演の様子は、以下で公開しています。

<http://www.estfukyu.jp/forum13.html>